

富良野都市計画用途地域の変更（富良野市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建 ぺ い 率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの 限度	その他 及び 備 考
第一種低層 住居専用地域	約 77 ha	6/10以下	4/10以下	—	—	10m	13.6%
第二種低層 住居専用地域	約 7.2 ha	6/10以下	4/10以下	—	—	10m	1.3%
第一種中高層 住居専用地域	約 38 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	6.7%
第二種中高層 住居専用地域	約 124 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	21.9%
第一種住居地域	約 123 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	21.8%
第二種住居地域	約 54 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	9.6%
準住居地域	約 21 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.7%
近隣商業地域	約 13 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	2.3%
商業地域	約 14 ha	40/10以下	—	—	—	—	2.5%
準工業地域	約 29 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.1%
工業地域	約 65 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.5%
工業専用地域	約 — ha	—	—	—	—	—	—
合 計	約 565.2 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

現在、総合スポーツ公園が集約する区域について、老朽化による大規模改修を円滑に進めるため、また、今後も公共性の高いスポーツ施設が集積する区域として位置づけたため、第一種住居地域から第二種住居地域へ変更する。